



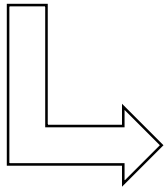
タブレット端末利用に関するガイドライン



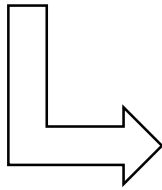
守口市教育センター
令和4年3月

【目次】

守口市立学校タブレット端末使用要領



守口市立学校「タブレット端末使用の
ルール」について



～おうちの人や先生といっしょによもう～
タブレット端末使用のルール

タブレット端末使用のルール

【参考】

- ・タブレット端末等の弁償に関する取扱基準
- ・タブレット端末の使用について

守口市立学校タブレット端末使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、守口市教育委員会が本市立学校の児童生徒及び教職員に貸与するタブレット端末の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 タブレット端末は、学校の教育活動や家庭学習における学習の質、学力の向上に資することを目的として使用する。

(機種)

第3条 貸与する端末の機種及び仕様は別表に示す。

(所有者及び管理責任者)

第4条 タブレット端末の所有者は、守口市教育委員会とし、管理責任者は各学校長とする。管理責任者は、タブレット端末を適正に運用するため、運用管理者を指定し、管理責任者による指導のもと、業務を行わせることができる。

(管理責任者の責務)

- 第5条 管理責任者は、タブレット端末の使用が適正に行われるために、使用状況を把握し、必要に応じて、運用管理者及び教職員に対して、指導、助言を行う。
- 2 管理責任者は、タブレット端末に事故・障害等が発生したときは、初期対応を行うとともに、速やかに教育委員会に連絡しなければならない。
 - 3 管理責任者は、タブレット端末の管理台帳を作成し、校内の定められた場所での保管や、学校の教育活動や家庭での使用における校外への持ち出しについて、適正に管理する。
 - 4 管理責任者は、原則クラウドサービスを利用してデータ保存を行いタブレット端末を常に最良の状態で使用できるように管理する。

(使用者)

第6条 タブレット端末の使用者は、学校に在籍する児童、生徒及びその保護者並びに教職員とする。

(使用者の責務)

- 第7条 使用者は、タブレット端末を適正に使用するとともに、使用及び携帯中の毀損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。
- 2 使用者は、作成したデータをクラウドに保存することができる。

3 教育活動や家庭での学習のために、タブレット端末を校外に持ち出す場合については、管理責任者の許可を得て、校外に持ち出し家庭等で使用することとする。

(留意事項)

第8条 タブレット端末の適正な使用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)等の関係法令をふまえ、次の各号に掲げる事項については、これを禁止する。

- (1) 学校・家庭・社会教育施設(コミュニティセンターや市立図書館等)の信頼できるネットワーク以外への接続
- (2) 利用が許可されていないファイルへのアクセス
- (3) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- (4) ID、パスワード及びパスコードの漏洩
- (5) ハードウェア、ソフトウェアの不正な設定変更
- (6) インターネット上での誹謗中傷など、いじめや自殺、犯罪等の原因となりうる行為
- (7) 肖像権を侵害する無断での写真撮影や文書の無許可による転載等
- (8) 第2条の目的以外の利用

(周辺機器の接続及びアプリケーションの追加)

第9条 管理責任者は、学校ICT機器や特別支援教育関係の周辺機器の接続については、教育センターに申請し、許可された周辺機器のみ接続することができる。なお、その際、教育センターが別途接続可能な主な機器のリストを示すこととする。

2 管理責任者は、タブレット端末へのアプリケーションの導入を、教育センターに申請することができる。ただし、第2条の目的を達成するために有益なものであること。特に特別支援教育、外国人児童生徒支援等の視点から教育委員会とも連携し、有益なアプリケーションの積極的な活用を促進する。

(使用の制限)

第10条 管理責任者は、第8条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。指導後も改善が図られない場合は、教育委員会が不適切と判断したサイトへのアクセス制限を行うなど、タブレット端末の使用を制限する。

(事故・障害)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる事故・障害等が発生した時は、ただちに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) データの改ざん・抹消、不正使用、不正アクセス、ウイルスの侵入等、又は、それ

らの恐れのあるとき

- (2) ID、パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき
- (3) タブレット端末を毀損、紛失したとき、又は盗難にあったとき
- (4) タブレット端末が正常に作動しなくなったとき
- (5) 人権侵害事象が生じた可能性があるとき

(弁償)

第12条 破損、故障、紛失等の事故あるいはその他の理由で、修理・交換等の費用が発生した場合、使用者は、別に定める「学習用タブレット端末の弁償に関する取扱基準」に従い、相当の代価を弁償しなければならない。

(その他)

第13条 本規定に定められていない事項については、随時、学校及び教育委員会で協議し決定する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

守口市立学校「タブレット端末使用のルール」について

タブレット端末は学習に役立てるためのものです。上手に使える、より広く、深く学ぶことができる優れた道具です。

タブレット端末を学習に活かすことができるよう、教育委員会は、『タブレット端末使用のルール』を定めました。全校児童生徒でこのルールを守り、「安心・安全・効果的」に活用していきましょう。

なお、タブレット端末はみなさん一人ひとりに1台ずつ貸し出します。卒業後や転出時は返却してもらい、次の児童生徒に貸し出すこととなりますので、大切に使用してください。

1. 目的

守口市から貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わる以外に使ってははいけません。

2. タブレット端末の扱い方

学校での学習や自主学習で、使いたいときに使えるよう、タブレット端末は日ごろから注意して扱きましょう。

【取扱注意事項】

- ・登下校中は、タブレット端末を落としての破損や、歩きながらの操作による事故を防ぐため、かばんやランドセルから出しません。
- ・タブレット端末の破損を防ぐため、持ったまま走ったり、地面や不安定なところ、人が歩くようなところに置いたりしません。また、カバーを持ってぶら下げずにタブレット端末本体をしっかりと持ちます。
- ・画面が割れる原因になるため、かばんやランドセルの下に置いたり、かばんの底に入れたりしません。また、タブレット端末が入ったかばんやランドセルを放り投げません。
- ・画面が割れる原因になるため、硬いものやとがったもので画面をたたきません。
- ・タブレット端末は水分や高温が故障の原因になるため、水をかけたり、湿気の多いところで使ったりしません。また日光が直接あたる場所やストーブなどの暖房器具の近くには置きません。また、磁気も故障の原因になるため、磁石などを近づけません。
- ・文字の入力は、タブレット端末の画面に指で書いたり、キーボードを使ったりします。画面割れの原因になるため、鉛筆やペン（タブレット端末専用ペン除く）で書きこみません。
- ・充電器のコードなどは専用のものを使います。タブレット端末の差し込み口に合わないものを差しません。

3. タブレット端末の使用時の注意点

タブレット端末を使うときには、夢中になって時間を忘れて、先生の指示や友だちの話しかけが聞こえなかったりすることがあります。また、健康に過ごすためにも使う時間など気をつけて使用しましょう。

【学校で使う場合】

- ・いつ、どのような使い方をするのが良いのか、先生やクラスメイトと話し合うなど、正しい使い方について考えます。
- ・学校でタブレット端末を使うときは、先生の指示をよく聞きます。
- ・休み時間や放課後での使い方や使う場所については、先生やクラスメイトと話し合い、先生の指示をよく聞きます。

【家庭で使う場合】

- ・使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休憩しながら使います。
- ・睡眠時間を十分取り、健康に過ごすためにも、就寝する30分前は使いません。
- ・自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくる時は、付属の専用の充電器を用いて、自宅で十分に充電しておきます。
- ・自宅のパソコンとタブレット端末は接続しません。

4. 健康のために

もっと学びたいという気持ちはあっても、健康な体がなければ力を出すことができません。学習を深めるためにも、健康を心がけてタブレット端末を使いましょう。

- ・明るさや配色などの関係で見えにくい場合は設定を変更できるので、先生に相談します。
- ・タブレット端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- ・タブレット端末を使う時間は、小学生は午前8時から午後9時まで、中学生は午前8時から午後10時までです。早寝早起きなどの規則正しい生活のために、使用時間を守ります。
- ・30分に一度は遠くの景色を見たり、目を閉じたりするなど、定期的に目を休ませます。目や体の疲れを取るために腕や肩を回したり、ストレッチをすることもやってみましょう。

5. 保管

学習に役立つため、学校でも家でも適切に保管し、次に使うためのために充電しておきます。

- ・学校では、使わないときに充電庫などの安全なところに置いておきます。先生の指示があるときは従います。
- ・出し入れするときは、落としたりぶついたりしないよう丁寧に扱います。
- ・家庭で保管するときは、家の中の目の届くところで壊れたりするおそれのない安全なところに置いておきます。

6. 情報モラル

社会では、誰もが情報の送り手と受け手の両方の役割をもっています。情報はインターネット上で瞬時に世界中に伝わり、予想しなかった影響を与えることもあるし、対面のコミュニケーションでは考えられなかったような誤解が生まれることもあります。このような情報社会で、適正な活動を行うための基になる考え方と態度を「情報モラル」といい、みなさんが身に付けなければならないことの一つです。

【安全な使用】

- ・インターネットであやしいサイトに入ってしまったときは直ちにブラウザを閉じ、すぐに先生に知らせます。(家庭での場合は、お家の人に相談し、すぐに先生に知らせます。)
- ・みなさんの心と体を守るために、端末にはフィルタリングをかけています。お金を請求されるようなサイトに入ろうとすると、自動的にインターネット通信が切られることがあります。また、「自殺」や「家出」などに関連する検索をすると教育委員会や学校に通知があります。心配事や悩み事は、インターネットで調べるのではなく、おうちの人や先生に相談してください。

【個人情報など】

- ・自分のタブレット端末を他人に使わせません。
- ・自分のIDやパスワードを他人に見せたり、話したりしません。
- ・自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はインターネット上に書き込みません。
- ・相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることは書き込みません。一度インターネット上に掲載した情報は、完全に消去することができません。インターネット上に掲載する場合は、自分だけでなく、自分の周りの人たちの立場になり、世界中の誰が見てもよい情報かを十分考えます。
- ・インターネット上に自分に関するいやな書き込み等があった場合、すぐにお家の人や先生に知らせます。警察に相談することもできます。

【カメラでの撮影や動画等の再生】

- ・観察や実験、ビデオ会議(オンライン授業)や、発表の練習など、学習以外でカメラは使いません。
- ・カメラで人物を撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。撮影が禁止されている場所もありますので、その施設等のルールに従います。
- ・動画や音楽を再生するときや、ビデオ会議(オンライン授業)に参加するとき等は、周りの迷惑にならないよう、音量を調整します。

【データの保存】

- ・タブレット端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、その後の学習活動に必要なものだけ保存します。

7. 不具合や故障

学校で、タブレット端末本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせましょう。

家庭でこわれたり、なくしたりしたときは、すぐに学校に申し出てください。

8. 使用の制限

上記ルールが守れないときには、みなさんの心身の安全を確実に守るために、タブレット端末の使用

を中止する場合があります。

【保護者の皆様へ】

- ・タブレット端末は児童生徒に卒業まで市から貸与するものです。小学校・中学校卒業時に返却していただいた端末は、次の年度に別の児童生徒が使用します。大事に使用していただくためにお子様への指導をお願いします。なお、転出時にも端末はご返却いただきます。
- ・故意または過失等により、タブレット端末等を破損または紛失した場合は、修理等の代金をお支払いいただくこととなりますので、十分ご注意ください。
- ・本ルールについては、随時、追加・修正等更新しますので、最新版をご参照いただきますようお願いいたします。



ひと せんせい
～おうちの人や先生といっしょによもう～

たんまつしょう タブレット端末使用のルール

たんまつ せんせい がくしゅう やくだ
タブレット端末はみなさんの学習に役立てるためのものです。じょうず つか ひろ ふか まな
上手に使えば、より広く、深く学
ぶことができる、とてもすぐれた道具です。

ぜんこうせいと まも たんまつ あんしん あんぜん こうかてき かつよう
全校生徒でこのルールを守り、タブレット端末を「安心・安全・効果的」に活用していきましょう。

なん つか 1. 何のために使うのか

もりぐちし か だ たんまつ がくしゅう つか
守口市から貸し出すタブレット端末は、学習のために使います。ゲームなど、学習以外に使って

はいけません。



たんまつ かた 2. タブレット端末のあつかい方

たんまつ ちゅうい
タブレット端末はいつも注意してあつかいましょう。

ちゅうい 【注意すること】

どうげこうちゅう だ
・登下校中は、かばんやランドセルから出しません。

たんまつ も はし じめん ふあんてい ひと ある お
・タブレット端末を持ったまま走ったり、地面や不安定なところ、人が歩くようなところに置いたり
しません。また、カバーを持ってぶら下げずに本体をしっかりと持ちます。

した お そこ い たんまつ
・かばんやランドセルの下に置いたり、かばんの底に入れたりしません。また、タブレット端末が

はい ほう な さ かた がめん
入ったかばんやランドセルを放り投げません。また、硬いものやとがったもので画面をたたきま
せん。

・タブレット端末に水をかけたり、湿気の多いところで使ったりしません。また日光が直接あたる
ところやストーブなどの暖房器具の近くなどには置きません。また、磁石などを近づけません。

・文字を書くときは指やキーボードを使います。鉛筆やペン(タブレット端末専用ペン除く)で
画面に書きません。

・充電コードなどは専用のものを使い、タブレット端末の差し込み口に合わないものを差しませ
ん。

3. タブレット端末を使うときの注意点

タブレット端末を使うときには、夢中になって時間を忘れたり、先生や友だちのお話しが聞こえ
なかったりすることがあります。また、健康に過ごすためにも使う時間(小学生は午前8時から
午後9時まで、中学生は午前8時から午後10時まで)には気をつけましょう。

【学校で使う場合】

・いつ、どのような使い方をするのが良いのか、先生やクラスメイトと話し合うなど、正しい使い
方について考えます。

・学校でタブレット端末を使うときは、先生の指示をよく聞きます。

・休み時間や放課後での使い方や使う場所は、先生やクラスメイトと話し合い、先生の指示をよ
く聞きます。

【家庭で使う場合】

・使う時間は家の人とよく話し合い、時間が長くならないように休憩しながら使います。

・はやねはやおきで健康に過ごすためにも、寝る前の30分は使いません。

・家で使ったあとに学校へ持ってくるときは、専用の充電器を使って、家で十分に充電しておきます。

・家のパソコンとタブレット端末は接続しません。



4. 健康のために

もっと学びたいという気持ちはあっても、健康な体がないければ力を出すことができません。

健康を心がけてタブレット端末を使いましょう。

5. かたづけと充電

学習に役立てるため、学校でも家でも大切に使い、使ったあとはかたづけます。そして、次の使うための充電しておきます。

6. 情報モラル

インターネットを使えば、だれもが簡単に、世界中の人とつながり、情報を送ったり受け取ったりできます。しかし、自分では予想できなかった困りごとや誤解が生まれることがあります。

このような社会で、正しく情報をあつかう態度を「情報モラル」といいます。みなさんが身に付けないといけないことのひとつです。

【安全な使用】

・インターネットであやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、すぐに先生に知らせます。(家での場合は、お家の人に相談し、すぐに先生に知らせます)

・みなさんの心と体を守るために、端末にはフィルタリングをかけていて、危険なサイトを見ることができないようになっています。また、「自殺」や「家出」などを検索すると、教育委員会や学校に通知があります。心配事や、なやみ事は、インターネットで調べるのではなく、おうちの人や先生に相談してください。

【個人情報など】

・自分のタブレット端末を他の人に使わせません。

・自分のIDやパスワードを他の人に見せたり、話したりしません。

・自分や他の人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はインターネット上に書き込みません。

・相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることは書き込みません。一度インターネット上に書き込んでしまえば、消すことはできません。自分だけでなく、自分の周りの人たちも大事にしましょう。

・インターネット上に自分に関するいやな書き込みなどがあった場合、すぐにお家の人や先生に知らせます。警察に相談することもできます。

【カメラでの撮影や動画などの再生】

・授業で観察や実験をするときや、ビデオ会議(オンライン授業)や発表の練習を行うときなどはカメラを使います。それ以外でカメラは使いません。

・カメラで人物を撮影するときは、必ず相手にとっていいかたずねます。撮影が禁止されている場所もありますので、その場所のルールに従います。

7. 不具合や故障

学校で、タブレット端末本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせましょう。

家庭でこわれたり、なくしたりしたときは、すぐに先生に知らせてください。





タブレット端末使用のルール

タブレット端末はみなさんの学習に役立てるためのものです。上手に使いえば、より広く、深く学ぶことができる、とてもすぐれた道具です。

全校生徒でこのルールを守り、タブレット端末を「安心・安全・効果的」に活用していきましょう。

1. 何のために使うのか

守口市から貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使うことが目的です。ゲームなど、学習活動に関わること以外に使ってははいけません。



2. タブレット端末の扱い方

学校での学習や自主学習で、使いたいときに使えるよう、タブレット端末は日ごろから注意して扱きましょう。

【注意すること】

- ・登下校中は、タブレット端末を落としての破損や、歩きながらの操作による事故を防ぐため、かばんやランドセルから出しません。
- ・タブレット端末が壊れないよう、持ったまま走ったり、地面や不安定なところ、人が歩くようなところに置いたりしません。また、カバーを持ってぶら下げずに本体をしっかり持ちます。
- ・画面割れの原因になるため、かばんやランドセルの下に置いたり、かばんの底に入れたりしません。また、タブレット端末が入ったかばんやランドセルを放り投げません。また、硬いものやと

がったもので画面をたたきません。

・タブレット端末は水分や高温が故障の原因になるため、水をかけたり、湿気の多いところで使ったりしません。また日光が直接あたるところやストーブなどの暖房器具の近くなどには置きません。また、磁気も故障の原因になるため、磁石などを近づけません。

・文字の入力は、タブレット端末の画面に指で書いたり、キーボードを使ったりします。画面割れの原因になるため、鉛筆やペン(タブレット端末専用ペン除く)で書きこみません。

・充電コードなどは専用のものを使い、タブレット端末の差し込み口に合わないものを差しません。

3. タブレット端末の使用時の注意点

タブレット端末を使うときには、夢中になって時間を忘れて、先生の指示や友だちの話しかけが聞こえなかったりすることがあります。また、健康に過ごすためにも使う時間(小学生は午前8時から午後9時まで、中学生は午前8時から午後10時まで)には気をつけましょう。

【学校で使う場合】

・いつ、どのような使い方をするのが良いのか、先生やクラスメイトと話し合うなど、正しい使い方について考えます。

・学校でタブレット端末を使うときは、先生の指示をよく聞きます。

・休み時間や放課後での使い方や使う場所については、先生やクラスメイトと話し合い、先生の指示をよく聞きます。

【家庭で使う場合】

- ・使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休憩しながら使います。
- ・睡眠時間を十分取り、健康に過ごすためにも、就寝する30分前は使いません。
- ・自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくる時は、付属の専用の充電器を用いて、自宅で十分に充電しておきます。
- ・自宅のパソコンとタブレット端末は接続しません。



4. 健康のために

もっと学びたいという気持ちはあっても、健康な体がいなければ力を出すことができません。学習を深めるためにも、健康を心がけてタブレット端末を使いましょう。

5. 保管

学習に役立つため、学校でも家でも適切に保管し、次に使うためのために充電しておきます。

6. 情報モラル

社会では、誰もが情報の送り手と受け手の両方の役割をもっています。情報はインターネット上で瞬時に世界中に伝わり、予想しなかった影響を与えることもあるし、対面のコミュニケーションでは考えられなかったような誤解が生まれることもあります。

このような情報社会で、適正な活動を行うための基になる考え方と態度を「情報モラル」とい

い、みなさんが身に付けなければならないことの一つです。

【安全な使用】

- ・インターネットであやしいサイトに入ってしまったときは直ちにブラウザを閉じ、すぐに先生に知らせます。(家での場合は、お家の人に相談し、すぐに先生に知らせます)
- ・みなさんの心と体を守るために、端末にはフィルタリングをかけています。お金を請求されるようなサイトに入ろうとすると、自動的にインターネット通信が切られることがあります。また、「自殺」や「家出」などに関連する検索をすると教育委員会や学校に通知があります。心配事や悩み事は、インターネットで調べるのではなく、おうちの人や先生に相談してください。

【個人情報など】

- ・自分のタブレット端末を他人に使わせません。
- ・自分のID やパスワードを他人に見せたり、話したりしません。
- ・自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はインターネット上に書き込みません。
- ・相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることは書き込みません。一度インターネット上に掲載した情報は、完全に消去することができません。インターネット上に掲載する場合は、自分だけでなく、自分の周りの人たちの立場になり、世界中の誰が見てもよい情報かを十分考えます。
- ・インターネット上に自分に関するいやな書き込み等があった場合、すぐにお家の人や先生に知らせます。警察に相談することもできます。

【カメラでの撮影や動画等の再生】

・授業で観察や実験をする場合や、ビデオ会議（オンライン授業）や発表の練習を行う場合などを除き、カメラは使いません。

・カメラで人物を撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。撮影が禁止されている場所もありますので、その施設等のルールに従います。

7. 不具合や故障

学校で、タブレット端末本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせましょう。

家庭でこわれたり、なくしたりしたときは、すぐに先生に知らせてください。

